

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年9月12日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年8月30日農林水産省告示第1038号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
新庄兵作	静岡市葵区梅ヶ島字本村1430の1、1440	静岡市役所
新庄俊博	静岡市葵区梅ヶ島字本村1495、1570	静岡市役所
市川清春	静岡市葵区梅ヶ島字井戸沢1705	静岡市役所